

介護福祉士実務者養成施設 事務手続整理表

項目		提出書類及び提出期限	根拠法令
申請	①指定(新規設置)	○9か月前 設置計画書 ↓ ○6か月前 指定申請書	社会福祉士及び介護福祉士施行令第3条 社会福祉士及び介護介護福祉士指定規則第8条
	②指定の取消	○6か月前 指定取消申請書	
変更承認申請	①修業年限 ②養成課程(昼間、夜間、通信課程の変更) ③入学定員及び学級数の変更(増加する場合)	○9か月前 変更計画書 ↓ ○6か月前 変更申請書	社会福祉士及び介護福祉士施行令第4条第1項 社会福祉士及び介護介護福祉士指定規則第9条第1項
	④入学定員及び学級数の変更(減少する場合) ⑤校舎の各室の用途及び面積 ⑥通信養成を行う地域(通信課程のみ) ⑦添削その他指導方法(通信課程のみ)	○3か月前 変更申請書	
変更届出	①設置者の氏名及び主たる事務所の所在地 ②養成施設の名称 ③養成施設の所在地 ④学則(修業年限、養成課程、入所定員及び学級数以外) ⑤専任教員 ⑥面接授業の講義室等の使用承諾(通信課程のみ) ⑦課程修了の認定方法(通信課程のみ)	○変更後1か月以内 変更届出書	社会福祉士及び介護福祉士施行令第4条第2項 社会福祉士及び介護福祉士指定規則第9条第2項
報告	社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第11条に定める項目の報告	○毎学年度開始後2か月以内 業務報告書 学則 (当該年度4月1日現在のもの)	社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第10条